

## 「くらしの情報誌（仮称）マイタウンくわな」協働発行业取扱要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、市民の暮らしに役立つ情報の提供を目的として、市役所の窓口や手続等の行政情報と地域情報を加えた市民向け情報誌（以下「（仮称）マイタウンくわな」という。）を、桑名市（以下「市」という。）と民間事業者等が協働で発行することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （規格等）

第2条（仮称）マイタウンくわなは、市が提供する行政情報（以下「行政情報」という。）と市と協働で発行する民間事業者等（以下「協働発行业者」という。）が編集した観光、歴史、地図等の地域情報（以下「地域情報」という。）並びに企業等の広告（以下「広告」という。）により構成されたものとする。

2 前項に定めるもののほか、（仮称）マイタウンくわなの規格については、別記「くらしの情報誌（仮称）マイタウンくわな仕様書（以下「仕様書」という。）」の定めるところによるものとする。

### （事業者の資格）

第3条 次のすべての条件を満たしているものとする。

- （1） 桑名市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （2） 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- （3） 競争入札参加資格等指名停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。
- （4） 国税及び地方税を滞納していないこと。

### （協働発行业者の募集）

第4条 協働発行业者の募集は、桑名市ホームページで公募するものとする。

### （協働発行业者の決定）

第5条 協働発行业者になろうとする者（以下「申込者」という。）は、くらしの情報誌（仮称）マイタウンくわな協働発行业者申込書（様式第1号）に必要な事項を記入し、企画提案書その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、協働発行业者の可否を決定し、当該申込者に通知するものとする。

- 3 前項の規定による協働発行业業者の可否の決定は、別に定めるくらしの情報誌（仮称）マイタウンくわな企画提案書選考審査会（以下「審査会」という。）において、申込者から提出された企画提案書等に基づき、1者を協働発行业業者候補者として選定する。

（費用の負担）

第6条 （仮称）マイタウンくわなの編集、発行及び配布に係る費用は、協働発行业業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

（原稿の作成及び審査）

第7条 市は、行政情報等を協働発行业業者に提供し、これに基づき協働発行业業者が編集するものとする。

- 2 協働発行业業者は、（仮称）マイタウンくわなに掲載する広告を募集するものとする。ただし、桑名市広告掲載要綱及び桑名市広告掲載基準を遵守すること。
- 3 協働発行业業者は、（仮称）マイタウンくわなの発行前に、印刷原稿（以下「原稿」という。）を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
- 4 市長は、協働発行业業者から原稿の提出を受けた場合は、審査会においてその内容を審査することとし、必要な場合は協働発行业業者に原稿の修正を指示できるものとする。

（（仮称）マイタウンくわなの配布等）

第8条 協働発行业業者は、発行した（仮称）マイタウンくわなを市内の全世帯に配布することにより納入にかえるものとし、残部は市が指定する場所に納入するものとする。

- 2 協働発行业業者は、（仮称）マイタウンくわなの電子データをPDFファイル等により市に納入するものとする。

（協働発行业業者の責務）

第9条 協働発行业業者は、（仮称）マイタウンくわなの発行に関する事項（行政情報の内容に係るものを除く。）のすべてについて、一切の責任を負うものとする。

- 2 協働発行业業者は、（仮称）マイタウンくわなへの広告等の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、協働発行业業者又は広告主の責任及び負担において解決しなければならない。ただし、市の責めに帰す場合はこの限りでない。

（広告等の掲載内容の変更及び取り止め）

第10条 協働発行业業者が、（仮称）マイタウンくわなに掲載する広告または地域情報の内容を変更し、又は取り止めようとする場合は、速やかに市長に申し出なければならない。

- 2 前項の規定により、広告等の掲載内容を変更する場合で、既に納入した（仮称）マイタウンくわながあるときは、市長と協議のうえ、協働発行业者の責任において速やかに対応するものとする。

（発行の取り消し）

第11条 市長は、協働発行业者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該協働発行业者による（仮称）マイタウンくわなの発行を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、協働発行业者の決定を受けたとき。
  - (2) 市長が指定する日までに（仮称）マイタウンくわなの原稿を提出しないとき。
  - (3) 市長が指定する日までに（仮称）マイタウンくわなを納入しないとき。
- 2 市長は、前項の規定により（仮称）マイタウンくわなの発行の取り消しを決定したときは、事業者に通知するものとする。
  - 3 第1項第1号の事由により前項の取り消し決定を受けた協働発行业者は、既に納入した（仮称）マイタウンくわながある場合は、市長と協議のうえ、これを回収するなど速やかに対応しなければならない。
  - 4 第1項の規定による取り消しにより生じた協働発行业者の損害について、市は弁償しない。

附 則

この要領は、令和6年2月5日から施行する。